社会資本整備審議会道路分科会 中国地方小委員会運営要領

1. 目 的

本運営要領は、社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会運営規則第4条2項に基づき、小委員会の審議の方法に関し必要な事項を定め、 もって小委員会の透明性・客観 性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 外部からの意見聴取

小委員会は、必要に応じて外部から意見を聴くことができる。

- ①意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が 決定する。
- ②意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。
- (2) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(3) 会議の記録

事務局は、会議の議事要旨及び議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

(2) 会議に提出した資料等の公表

会議に提出した資料、議事要旨及び議事録は公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと小委員会が判断する資料等については、公表しないものとする。

(3) 公表に係る事務

公表に係る事務については、事務局が行う。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、小委員会で審議 し決定する。

附 則

1 本運営要領は、平成22年12月7日から施行する。